

石川県応急仮設住宅（建設型） 整備方針

基本方針

応急仮設住宅については、被災者及び市町の意向を踏まえつつ、用地の状況、応急仮設住宅の供給能力、優先度等を勘案し、①～③の3タイプを基本として整備します。

①従来型応急仮設住宅

迅速かつ大量に供給し、避難所生活の早期解消を図ることを目的に、学校のグラウンドや公園等の公有地に長屋型のプレハブ、移動式等の応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は撤去します。

②まちづくり型応急仮設住宅

里山里海景観に配慮した新たなまちを整備することを目的に、市街地や市街地近郊のまとまった空地等に長屋型の木造応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は市町営住宅に転用することを基本とします。

③ふるさと回帰型応急仮設住宅

能登から離れ、みなし仮設住宅等で生活する被災者がふるさとに回帰することを目的とし、集落内の空地等に戸建て風の木造応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は市町営住宅に転用することを基本とします。

住 戸

- ◆広さは1～2人用（20㎡）、2～3人用（30㎡）、4人以上（40㎡）を基本とします。また、平屋建てを基本としますが、敷地の状況により2階建ても検討します。
- ◆車いす利用者用住戸は団地の5%程度以上を設置します。
- ◆木造応急仮設住宅については、入居期間終了後も利用を想定していることから、コンクリート基礎を設置するなど、建築基準法を満たす仕様とします。また、能登の景観に配慮し、瓦屋根を基本とします。
- ◆バリアフリーに配慮し、可能な限り段差を無くすとともに、トイレ、浴室等には手すりを設置します。
- ◆給湯は、浴室、台所、洗面所の3か所とし、浴室には追い炊き機能とシャワーフックを設置します。
- ◆台所にはIHクッキングヒーター又はガスレンジを、水洗トイレには暖房便座を設置します。
- ◆テレビ受信用アンテナとエアコン1台を設置します。
- ◆掃き出し窓、濡れ縁、物干金物、風除室、雨どいの設置を基本とします。
- ◆断熱性能等級4（5地域）に相当する断熱性能を確保します。

集会施設

- ◆20戸以上50戸未満の団地には、40㎡程度の談話室を1か所、50戸以上の団地には、90㎡程度の集会所を1か所設置することを基本とし、団地周辺にある既存集会施設等の状況を考慮しながら、各団地に適切な大きさの集会施設を、団地のコミュニティや高齢者の見守り等に配慮した場所に設置します。
- ◆集会施設には、バリアフリートイレ、ミニキッチン、ウッドデッキ等を設置します。
- ◆バリアフリーに配慮し、可能な限り段差を無くすとともに、トイレ等には手すりを設置します。

駐車場等

- ◆駐車スペースは、1戸に1台確保することを基本とし、車いす利用者用、来客者用及び福祉車両用駐車スペースも確保します。
- ◆駐車スペースは砕石敷き（車いす利用者用はアスファルト舗装）とし、ロープで区画します。
- ◆団地の入口から住戸の入口に至る通路は、可能な限り段差を無くすとともに、必要に応じて手すりを設置します。
- ◆団地内通路はアスファルト舗装を基本とし、主要な車路は6m（その他の車路は4m）、主要な歩行者通路は1.8m（その他の歩行者通路は1.2m）を確保することを基本とします。
- ◆敷地内に、団地案内図、掲示板、ごみ置場、ベンチ等を設置します。